

議第13号

令和6年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度滋賀県の琵琶湖流域下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 流域関連公共下水道の
処理区域の存する市町

13市6町
- (2) 年 間 総 処 理 水 量

159,227,072立方メートル
- (3) 1 日 平 均 処 理 水 量

436,239立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業
流域下水道建設事業

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 琵琶湖流域下水道事業収益		千円 20,366,100
	1 営 業 収 益	8,986,609
	2 営 業 外 収 益	11,379,491

支 出

款	項	金 額
1 琵琶湖流域下水道事業費用		千円 21,316,300
	1 営 業 費 用	20,771,493
	2 営 業 外 費 用	544,807

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 2,090,400千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,362,606千円、当年度分損益勘定留保資金 667,930千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額59,864千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 15,315,900
	1 企 業 債	3,824,600
	2 出 資 金	877,832
	3 補 助 金	7,988,255
	4 負 担 金	2,625,213

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 17,406,300
	1 建 設 改 良 費	13,519,958
	2 企 業 債 償 還 金	3,886,342

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター〕 水処理設備工事	令和7年度から 令和8年度まで	772,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター〕 電気設備工事	令和7年度から 令和8年度まで	700,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター〕 管理棟設備更新工事	令和7年度	360,000千円

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター〕 場内整備工事	令和7年度から 令和8年度まで	110,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部浄化センター〕 矢橋大橋改修工事	令和7年度	161,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部甲西北幹線〕 ほか管更生工事	令和7年度	71,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部瀬田幹線〕 ほか人孔防食工事	令和7年度	66,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部日野第二幹線〕 須恵1工区ほか 管渠工事	令和7年度	220,000千円
流域下水道建設事業 〔安土ポンプ場〕 耐震補強工事	令和7年度	30,000千円
流域下水道建設事業 〔湖南中部処理区効率化〕 基本計画策定業務	令和7年度	10,000千円
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター水処〕 理設備改築更新工事	令和7年度	585,000千円
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター水処〕 理施設耐震診断業務	令和7年度	30,000千円

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター自家 発電設備改築更新工事〕	令和7年度	645,000千円
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター 送風機棟耐震補強工事〕	令和7年度	45,000千円
流域下水道建設事業 〔湖西浄化センター 流入渠防食工事〕	令和7年度	19,000千円
流域下水道建設事業 〔湖西処理区湖西北幹線 ほか人孔防食工事〕	令和7年度	22,000千円
流域下水道建設事業 〔清水ポンプ場機械・電 気設備改築更新工事〕	令和7年度	250,000千円
流域下水道建設事業 〔湖西処理区効率化 基本計画策定業務〕	令和7年度	5,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター 水処理設備工事〕	令和7年度	600,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター 汚泥処理設備工事〕	令和7年度	361,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部浄化センター 場内整備工事〕	令和7年度	140,000千円

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔東北部木之本西幹線 西阿閉3工区ほか 管渠工事〕	令和7年度	140,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部愛東東幹線鯉江 中戸工区ほか管渠工事〕	令和7年度から 令和8年度まで	400,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部愛東西幹線 稲枝工区ほか 管・人孔更生工事〕	令和7年度	40,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部彦根南第二幹線 田附新海工区ほか 管渠工事〕	令和7年度	175,000千円
流域下水道建設事業 〔近江中継ポンプ場受変 電設備改築更新工事〕	令和7年度	198,000千円
流域下水道建設事業 〔東北部処理区効率化 基本計画策定業務〕	令和7年度	15,000千円
流域下水道建設事業 〔高島浄化センター 水処理施設増設工事〕	令和7年度から 令和9年度まで	2,172,000千円
流域下水道建設事業 〔高島浄化センター用水 給水ユニット更新工事〕	令和7年度	178,000千円
流域下水道建設事業 〔高島浄化センター 第2汚泥処理棟 電気設備更新工事〕	令和7年度	66,000千円

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業 〔高島浄化センター〕 〔汚泥貯留ホッパ〕 〔改築更新工事〕	令和7年度から 令和8年度まで	327,000千円
流域下水道建設事業 〔高島浄化センター〕 〔濃縮汚泥混合槽〕 〔改築更新工事〕	令和7年度	45,000千円
流域下水道建設事業 〔高島処理区効率化〕 〔基本計画策定業務〕	令和7年度	10,000千円
矢橋帰帆島公園遊具更新工事	令和7年度から 令和9年度まで	166,500千円
苗鹿公園多目的広場整備工事	令和7年度	13,000千円
湖南中部浄化センター環境 改善対策実証実験調査業務	令和7年度から 令和8年度まで	25,000千円
公営企業会計税務相談支援 業務	令和7年度	264千円
琵琶湖流域下水道湖南中部 処理区第10期経営計画策定 業務	令和7年度	15,424千円
琵琶湖流域下水道設備点検 および修繕業務	令和7年度	750,000千円
放流水履行確認および放流 先水質底質調査業務	令和6年度から 令和7年度まで	43,000千円

事 項	期 間	限 度 額
浄化センター等周辺環境調査業務	令和6年度から 令和7年度まで	65,000千円
煙道排ガス等調査業務	令和6年度から 令和7年度まで	15,000千円
琵琶湖流域下水道湖南中部 処理区汚水汚泥処理維持管 理等業務	令和7年度	75,106千円
琵琶湖流域下水道湖南中部 処理区中継ポンプ場および 幹線管渠維持管理業務	令和7年度	36,407千円
琵琶湖流域下水道ばいじん 収集運搬業務および処分業 務 (湖南中部浄化センター)	令和6年度から 令和7年度まで	154,000千円
琵琶湖流域下水道汚泥収集 運搬業務およびリサイクル 処分等業務 (湖南中部浄化センター)	令和6年度から 令和7年度まで	200,000千円
湖南中部浄化センター周辺 水域・流入河川水質調査業 務	令和6年度から 令和7年度まで	9,000千円
湖南中部浄化センター水草 除草業務	令和6年度から 令和7年度まで	25,000千円
琵琶湖流域下水道汚泥燃料 化施設整備事業	令和7年度から 令和17年度まで	231,004千円
琵琶湖流域下水道湖西処理 区汚水汚泥処理包括的維持 管理業務	令和7年度から 令和9年度まで	88,368千円
琵琶湖流域下水道東北部処 理区汚水汚泥処理包括的維 持管理業務	令和7年度から 令和9年度まで	127,255千円

事 項	期 間	限 度 額
琵琶湖流域下水道東北部処理区焼却灰処分産業廃棄物収集運搬業務	令和6年度から 令和7年度まで	56,272千円
高島浄化センターコンポスト化施設維持管理業務	令和7年度から 令和24年度まで	175,308千円
琵琶湖流域下水道高島処理区汚水汚泥処理包括的維持管理業務	令和7年度から 令和9年度まで	75,660千円
琵琶湖流域下水道高島処理区しさ収集運搬処分業務	令和6年度から 令和7年度まで	2,500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道建設事業費	千円 2,842,300	普通貸借または 証券発行	5.0以内%	借入日の翌日から5年以内 据え置き、40年以内の期間に おいて償還する。 ただし、借入先の融資条件、 財政その他の都合により償還 期間の短縮および据置期間の 延長をし、繰上償還を行いま たは借換をすることができる。
資本費平準化債	507,300			
借 換 債	475,000			
計	3,824,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 529,088千円

(他会計からの補助金)

第9条 流域下水道の建設、高度処理、不明水処理、雨水処理、淡海環境プラザ運営、汚泥有効

利用に関する研究および特別高圧電力の価格高騰分に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,268,987千円である。

上記の議案を提出する。

令和6年2月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造